

令和元年10月1日以降 自動車税（環境性能割・種別割） の申告をされる方へ

令和元年10月1日に自動車取得税が廃止され、新たに自動車税（環境性能割）が導入されます。
自動車税（環境性能割・種別割）の申告をされる場合には、以下の①～③についてご確認ください。

① 10月1日以降は「自動車取得税・自動車税申告書（報告書）」は**使用できません**

「自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）」をご使用ください。

なお、白紙の「自動車取得税・自動車税申告書（報告書）」をお持ちの方は、申告誤りを防ぐため、破棄していただきますようお願いいたします。

② 令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車・キャンピング車の**税率が引き下げられます**

初回新規登録年月の確認方法 自動車検査証部分見本

番号 12345 ○○1年10月1日 ○○運輸支局長

自動車検査証番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種類	用途	車体形	車体形状
品川○○○あ1234	1年10月1日	1年10月	普通	乗用	自家用	箱型
車名			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
□□□□			5人	kg	1400kg	1580kg
車台番号	長さ	幅	高さ	前軸重	前後軸重	後軸重
○○○○○-123456	445cm	174cm	142cm	700kg	700kg	700kg
型式	原動機の種類	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号		
□□-△△△△	○○○○	189L ガソリン	12345	123		

この部分をご覧ください



【自家用乗用車の税率表（主なもの）】

総排気量	改正前	改正後	増減額
電気自動車・1,000cc以下	29,500円	25,000円	△4,500円
1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	30,500円	△4,000円
1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	36,000円	△3,500円
2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	43,500円	△1,500円

③ 令和元年9月30日以前に**海外使用歴**がある場合、**申告が必要です**

令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車及びキャンピング車は恒久減税後の税率となりますが、**令和元年9月30日以前に海外使用歴がある場合、恒久減税後の税率は適用されません。**

